

第 2 回
消費者政策推進のための専門人材の
育成・確保に関する懇談会
議事録

消費者庁消費者教育・地方協力課

第2回消費者政策推進のための専門人材の
育成・確保に関する懇談会
議事次第

日時：平成30年12月12日（水）15:00～

場所：中央合同庁舎4号館1階共用123会議室

1. 有識者ヒアリング

・樋口一清 法政大学大学院政策創造研究科教授

（テーマ：消費者政策に係る高等教育機関の現状等について）

2. 主な論点案について②

3. その他

○尾原課長 それでは、定刻になりましたので、第2回「消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会」を開催いたします。

報道機関の方、いらっしゃいましたら、冒頭のカメラ撮りは可でございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。よろしいですね。

では、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、高橋座長にお願いしたいと思います。先生、よろしくお願ひいたします。

○高橋座長 皆さん、こんにちは。

きょうは有識者ヒアリングということですが、議事に入ります前に、きょう初めて御出席になられます色川委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○色川委員 前は申しわけありませんでした。静岡大学の色川と申します。

私は、この懇談会に関係する、静岡大学の教育学部に消費生活科学専攻というゼロ免課程がありまして、20年ぐらい消費者教育、消費者問題のスペシャリストを養成する専攻としてやってきましたが、今年度で制度的に廃止ということで、ちょっと間が悪いのですが、そういう状態になっている専攻に関わっています。もう一つは、地方消費者行政の実態、歴史の研究をこのところずっとしているということがあって、これも関係があるのかなと思います。

お世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

本日の会議ですけれども、大きな課題は2つございまして、有識者の方のお話を伺い、それをもとにディスカッションするというのが一つで、もう一つの議題はこの懇談会としての論点を整理するというところでございます。

きょうは有識者ヒアリングの第1回目といたしまして、樋口一清先生、法政大学大学院政策創造研究科教授より、消費者政策に係る高等教育機関の現状等についてお話を伺います。後半は、主な論点についてディスカッションをさせていただきたいと思ひます。

早速ではございますが、樋口先生、よろしくお願ひいたします。

○樋口教授 法政大学の樋口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうはヒアリングということで、事務局から40～50分しゃべっていいということでしたので、いろいろ経緯なども踏まえて話をしていきたいと思ひます。

まず、「消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会」ということで、私の立場からすると非常に重要なテーマを議論していただけるということで、大変感謝をしております。私は、今、大学におりますが、大学の中でこういった問題について関心を高めるためにも、ぜひこの懇談会においてよい方向性を示していただければと思ひております。

早速ですが、若干の自己紹介をさせていただきます。きょう説明する資料に関する部分についてですが、私は実は18年ぐらい大学で教壇に立っておりますけれども、社会人大

学院を16年ぐらい前につくった経験がございます。信州大学経営大学院という大学院を創設しまして、それは現在も続いております。それから、現在所属している法政大学の大学院も社会人大学院でございます。また、明治大学にも社会人大学院がございまして、そちらでも10年ほど教壇に立っています。社会人大学院は、きょうの論点の一つになろうかと思いますが、社会人大学院というものに関する経験とか、あるいはその状況について御報告をしたいと思っております。

専門人材の育成・確保ということになりますと、やはり学び直しといえますか、高度な専門性というものを培っていく必要があるのではないかと思いますので、私としてはライフワークと言うと大げさかもしれませんが、社会人大学院に携わってきた者として、そういう観点でのお話をしたいということでございます。

2つ目は、私は長いこと民間資格といえますか、消費者に係る資格に関連する仕事に関わってまいりました。具体的には消費生活アドバイザーという制度に関連する仕事を手伝ってまいりました。日本産業協会の活動を手伝いながら、消費生活アドバイザーに関してさまざまな仕事をしてきましたが、これに関しても私の経験をお話しできればと思っております。

3つ目は、本日のテーマに関係してくるところでありますけれども、先般、日本消費者政策学会というものを立ち上げることになりまして、私もそれに参加していろいろお手伝いをさせていただいておりますので、私の個人的な大学の経験だけではなくて、もう少し広く大学関係者の、この席にも高橋先生、色川先生がおられるわけですが、大学関係者のいろいろな問題意識等についてもできるだけ御紹介していければと思っております。自己紹介はこのくらいにいたします。

きょうは、高等教育機関の現状等についてという大変難しいテーマをいただいておりますが、その課題に関してはやや雑駁な説明になるかもしれませんが、もう少し広く議論をさせていただきたいと思っております。問題提起としては、高等教育機関に限らず、さまざまな関連する課題についてしていきたいと思っております。

簡単なメモを用意してまいりましたので、このメモに沿ってお話をさせていただきたいと思っております。「消費者政策推進のための専門人材の育成・確保について」というタイトルがついているきょう付のメモです。

まず、専門人材の育成・確保ということになりますと、大学の立場だけではないのですが、基本的に留意すべき事項があるのではないかとということでもあります。

最初の論点に関して申し上げますと、私、この懇談会は大変時宜を得たものだと思っております。消費者をめぐる環境が今非常に大きく変化をしております、そのことが消費者政策についてもさまざまな課題を生み出しているのではないかとということです。

あえてここで私が申し上げるまでもありませんが、例えばネット社会ということで、若い皆さんはネットの中だけで友人がどんどんできるという状況もあるわけです。それから、超高齢社会の到来、あるいはグローバル化とかサステナビリティの問題とか、さまざま

な新しい課題が出てきておりまして、そういう複雑・高度化する社会の中で、専門人材というものをしっかり育成・確保していかないと、こういう新しい課題に対する答えがなかなか出せないのではないかと思っております。そこについては大変危機感を持っております。

従来の消費者被害の救済ということについても、まだ決して問題が解決しているわけではありませので、そういったことも当然検討していかなければいけないのですが、さらに大きな状況の変化、環境の変化が起きているということで、消費者政策は大変厳しい環境の中に置かれているのではないか。そういう中で、ちょっと学会のことも申し上げましたけれども、専門人材の育成をしていくためには、学際的な研究も含めて、さまざまな幅広い学問領域を含む視点での検討が必要なのではないかなと思っております。

たまたま消費者庁でもこういった時代の新しい課題についていろいろ検討しておられると伺っておりますけれども、きょうは少し時間があるので一例を挙げますと、米国のフィラデルフィアにおいて、高齢の貧しい方々には、申告を受けて、水道料金を25%割引くという政策を実施したのですが、なかなか高齢者の方々が通知を見えてくれないということでありまして、どうしたらそういった通知を見ただけののだろうかということで、行動科学、行動経済学とか、そういったもののいろいろな知見を活用して、一言で言うと実は大型の封筒をつくりました。これにより、低所得の高齢者の割引制度の申請率が非常に高くなった。

これは非常にわかりやすい話ではあるのですが、この一つのことをとってみても、どうやったら消費者の方に読んでもらえるのか。消費者はホームページに載せれば当然全ての情報を読んでもくれるということをもし政策が考えているとしたら、それは適切ではない対応だと思うのです。ホームページに載せることは最小限必要かもしれませんが、それをしっかり読む人というのは限られた人々ですから、どうやって皆さんに情報を伝えるのかを考える必要があります。

情報を伝えても、余り関心を持たない、あるいはよく理解をしないで、必ずしも自治体の意図に沿って申請書を出してくれない人も結構いるわけです。私自身もそういうことをいろいろ感じますが、例えば自分が貧困かどうかということと言われると余りいい気持ちはしませんし、申請書が非常に煩瑣であれば、それを読んでまでやるのかどうかということも出てくるわけです。

大型封筒の話は後日談が若干ありまして、この実験は非常にうまく行って、申請率が飛躍的に伸びたのですけれども、大型封筒は非常にコストがかかるということで、色つき封筒ではどうかということのをその後、検討しているそうです。

こういったことが国際的には非常に研究が進んでおりまして、これは、今までの消費者政策の発想とは大分変わってくるわけです。最も、よく考えれば、経験的に、日本の消費者政策の中にもそういった発想は部分的に取り入れられていて、例えば特定商取引法なんかでもそうですが、活字の大きさを指定するとか、色を指定するということをしています。

あるいは、食品表示の問題でも、表示できる面積が限られているので、この中でどうやって必要な事項を皆様にお伝えしたらいいかということがいろいろ議論されている状況であります。いずれにしても消費者に対して政策的なことをお願いしていく場合には非常に難しい課題がある。

つまり、私は経済学が専門ですが、経済学では「限定合理性」と呼んでおりまして、世の中、賢い消費者にみんななってくれというのは、それは政策当局としては望ましいことかもしれませんが、実態を無視した議論だと思います。限定合理的な消費者の行動を前提としてどうやってうまく皆さんに理解をしていただくのか。あるいは、脆弱な消費者という言葉がありますが、消費者の有する脆弱性ということはどうやって応援をしていくのかということについては、学問的な観点からも非常に重要な課題でございます。

現在は、それぞれの分野で研究がかなり進んでいるのですが、そういったことをきちんと政策とリンクさせていくというところについては、まだまだ道半ばの部分もあるのではないかと考えております。

そこで、資料の1の③、専門人材養成ということに関して、実は私はいろいろな経験があるのですが、大学の中でもやり方次第では十分協力することは可能ではないかなと考えております。ただし、そう簡単なことではないと思うのですが、どうやったらこの問題を大学側と連携ができるかということをご議論いただきたいと考えておりまして、私なりに自身の経験をふまえてきょうはその具体案をお示ししたいと思います。

その際に一つの鍵になるのは、民間の制度との連携をどういうふうにしていくのかということでありまして、大学だけでやってくださいと言われても、大学というのはそういうシステムではありませんので、政府の委員会で決まったことだから大学は実施するということは決してありません。学問の自由ということもありますが、過去の経験からいってもそう簡単な話ではないのですが、私はたまたま、自己紹介で言い忘れてましたが、環境関係の人材育成に関しても長いこと取り組んでまいりました。きょうは、環境関係の人材育成のことも念頭に置きながらお話ししていきたいと思っております。人材育成のシステムを教育の中に入れ込んでいくためには、相当さまざまな工夫が必要ではないかと考えております。

その次、資料④です。その場合に一番重要になるのは、この懇談会でもいろいろ御議論が出ているのではないかと思いますけれども、養成をするだけでは大学としてもなかなかつらいものがありまして、人材養成をしてすばらしい方々がその後しっかり仕事の面で活躍していただけるような社会的なシステムづくりがないと、大学院や大学を出たけれども、それが一体何の役に立つのだろうということが常に大学関係者にとっても大きな問題になっておりまして、そこについて道筋が必要ではないかと思っております。

特に、現在、大きく課題になっているのは、一つは女性活躍の話。これはアドバイザーの制度などもそういった点を念頭に置きながらつくられてきたわけですが、もう一つ非常に大きな論点としてあるのは、60歳以上のシニアの人材であります。今、政府の中でも、報道などを見る限りはかなり高齢の方にも社会で活躍してほしいという要請もある

ようですけれども、その道筋を具体的に示していかないと、ただ活躍してくださいと言っても、なかなか簡単なことではないと思います。

最後に、資料の1. 留意点の⑤になりますが、大学側から見ると、せっかく懇談会もあるわけですから、継続的に行政がこの問題を取り上げていただくということが重要ではないかと思えます。

研究、教育というのは非常に時間のかかる仕事でありまして、例えば大学1年生に入った学生が卒業するのに4年間かかるわけですから、4年後に消費者庁に相談に行ったら、もう行政は違う課題が中心になっていたというのでは困るわけです。社会人大学院も2年かかるわけですから、2年後を期待して大学の門を叩いて勉強して、正確には2年後ではなくて、実は学生募集から考えると3年後ですね、どんなに早くても3年後にそういう状況ができたときに、そこで継続的に人材養成、あるいはその人材の活躍の舞台をきちっとつくっていくような体制をあわせてぜひ整備をしていただきたいと思います。

それがないと、大学側としてははしごを外された感がどうしても出てしまっていて、そういうことであれば本格的にそういった問題に取り組むことは難しいということになってきてしまうわけですので、そういった点についてどういう方向性があるのかということをご知恵をいただければと思います。

以上、5点ほど最初に挙げさせていただきましたが、次に、高等教育機関としての大学が消費者政策に関してどういう取り組みが可能なのかということについて、私見ではありますが、特に社会人大学院の問題を中心に、大きな2番目としてお話ししていきたいと思えます。

なぜ大学院なのかという点でありますけれども、正直言うと、学部の教育というのはかなりしっかり体系ができていまして、そういう中にも当然消費者の関係の専門人材の育成ということでコースや学部があればいいのですが、現実の問題としますと、なかなかすぐに理解を得るということは簡単ではない。高校、中学、小学校についてもそうですが、長い年月の間で消費者教育に関して先生方が御苦労されて、カリキュラムの中にそういう考え方が徐々に盛り込まれているところでありまして、教員養成大学におかれましても、消費者専門の先生を育てることはそう簡単ではない。そうしますと、社会との接点が一番大きい社会人大学院というものにちょっと注目をしていただくとありがたいと思えます。

現在、これは定期的に文科省等でもいろいろ調査があると聞いていますけれども、消費者教育というのを体系的にやっている大学院あるいは大学というのはほとんどありません。全くないわけではないのですが、この懇談会の資料にも若干のデータがついていたと思うのですけれども、本当に数名とか数十名の単位でしか教育は行われていないということです。

これはどういうことを意味しているかというと、ここに「学びたくても学べない」と書いてありますが、もし消費者問題について例えば資格を取られたり、あるいは企業の中で消費者問題、消費者教育について勉強したいと決意した方がいたとしても、学ぶ場がない

のです。自分で幾つもの大学に入って、消費者法については法科大学院に行き、消費者の経済については経済の大学院、これはほとんどありませんが、消費者問題を扱っている先生を探しということをやっているのは、何年たってもしっかりした学びを行うことができないという状況になります。それは、専門的な人材養成という意味では決定的な問題点ではないかと思っております。

したがって、今回のこの懇談会を機に、多くの方々が学ぼうという決意をしたら、多少の苦労は必要かと思いますが、学ぶことができる環境を整備するにはどうしたらいいかということを考えていきたいと思っております。

そこで、まず消費者政策ということを進めていくためにということと言うと、これはこの懇談会の冒頭でも話があったかと思いますが、国や自治体の消費者行政の関係者、あるいは相談員の方、それから全国に、これは数え方にもよりますが、2万5000人は超えていると思いますが、消費者生活アドバイザー、消費者生活専門相談員、消費者生活コンサルタント、あるいは最近できましたCAPと呼んでいます、Consumer Affairs Professionals、そういったさまざまな資格試験、これはかなり難しい試験でありまして、恐らく問題をつくっておられる先生方でも満点はとれないだろうと思うぐらい難しい試験ですが、こういった資格を取って、現実には消費者相談であるとか、企業内の消費者関係部門などで活躍している方が非常に多くいるわけなのですが、そういった方々が学び直しをする、最近の状況に合わせてしっかりした勉強をするという機会をまずしっかり供給してはどうかということでございます。

また、自治体の場合は、人事異動があつて、正直言うと2～3年たつと担当の方が代わってしまって、ヒアリングをした結果では、何十年たつてまた消費者部門に、戻ってくるか、こないかという状況もあるのですが、これは専門性ということが自治体の中で必ずしもしっかり位置づけられていないというところに問題があるのではないかと。消費者問題を扱う以上はさまざまな経験が必要ですが、行政サイドの方々もしっかりとそういう専門性を持って取り組んでいただきたいと思っております。

特に、消費者生活センターは、消費者に接する最前線の非常に重要な組織でありまして、相談員の方々が日々相談業務に当たっているわけですが、この消費生活センターをしっかり位置づけるためにも、専門性を高めていくということは重要ではないかと思っております。

さはさりながら、現状、大学側でほとんど取り組みがないので、どういうふうに取り組んだらいいかということでもあります。

実は、社会人大学院と言ったのですが、多分1回目の資料に入っていたかと思うのですが、私も法政大学で消費者志向経営のプログラムをつくりました。大学院には、コースとか、プログラムとか、学科とか、いろいろな学習体系の単位があるのですが、プログラムというのはそれほど大きな単位ではありませんで、7科目ほど関係の専門科目を開講しまして、基礎的な部分は、政策創造ですので政策関係の基礎科目を学んでいただくという形

で取り組んでみたのです。

うちの場合は1学年が50人と非常に大きな社会人大学院でありまして、全体で200人以上の学生がいますが、そういうプログラムを組みましたところ、幸いにも非常に多くの方に応募していただきました。私としては大学院で担当するゼミ生を目いっぱい抱えて、20人ほどの方とおつきあいをしているのですが、ぜひこれをほかの大学にも広げていきたいと思っているわけです。実際、意欲のある方にたくさん来ていただきました。

問題は、大学で何かやるとなると、目標は何だという話が必ず出てくるのですが、実はこれは環境人材の育成についても同じような議論をして、大学院で学びの場をつくったのですが、社会人大学院の場合は学び直しですので、ある特定の分野についての知識を深めるということだけではなくて、いわゆるT型人材の育成ということを考えて、専門性を深めるとともに全体の俯瞰力を身につけていくことが重要ではないかと。環境人材の育成ということで環境省とこの10年ほど取り組んできたことでも、そういった考え方をメインに据えています。

そうでないと、消費者関係の大学院をつくる、消費者関係の先生だけを集めて専門的な教育を大学院レベルで行うということは大変なことでありまして、ほかの先生に今の研究分野をやめてくださいと言うことに等しいわけですから、消費者に幾ら力があってもそういうことをしてはいけないし、学問領域としてもそういう大きなものになっているわけではありません。ただ、さまざまな専門性、大学院の中では経済の先生、法律の先生、経営の先生、あるいは工学部の関係では食品安全の先生、製品安全の先生、あるいは、心理学の先生など、いろいろな先生がおられますが、そういった方々のところに師事して専門性を深めながら、全体として消費者政策あるいは消費者問題に関する俯瞰力を身につけていただくということが一つの人材育成のポイントになってくるのではないかと思います。

実際、消費者専門家と言われる方々も、それぞれお立場があるわけで、相談業務をやっておられる方が多いことは事実ですけれども、相談以外の業務についておられる方も、企業の中などでは最近はいろいろな分野がございます。そういう方もふえているわけであり

ます。

そういうことを考えますと、私はたまたま経済ですが、経済学研究科みたいな、そういう特定の分野だけの消費者学研究科というのをつくろうというのはやや難しいのではないかと。むしろ、既存のさまざまな学問の学際的な協力関係のもとにプログラムをつくれな

か。

私がたまたま消費者志向経営ということで試みたときも、経営学の先生とか、経済学の先生とか、さまざまな方々に協力をさせていただいてプログラムをつくることができました。そのような形で、社会人大学院を軸にしながら考えていきますと、十分可能性があるのかなと思っています。

社会人大学院というのは、皆さん御存じない方も多いと思うのですが、さまざまな年齢の方が学んでいます。専門の分野も皆まちまちです。法律を大学で学ばれた方もいるし、

経済を学ばれた方もいますし、理科系の方もいますし、年齢もさまざまです。職業も、職業についていない方もおられますし、大学を出てそのまま社会人大学院に入っている方もいますし、留学生もいます。そういうさまざまな方が集まる中で大学院教育をするということに、これまでもずっと取り組んできました。それが成功したかどうかは評価が分かれるかもしれませんが、消費者の問題についてはこのスキームは十分使えるのではないかと。特に国や自治体の行政の方、あるいは相談員の方、あるいは資格を持っておられる方、さまざまな立場でさまざまな環境があるのではないかと思います、そういう方々にぜひ新しい場を用意できればいいのではないかと考えております。

2 ページ目に参りまして、具体的な仕組みとしてどんなイメージなのかということをございます。社会人大学院は、実際に今そういうさまざまなバックグラウンドの方がともに勉強しているということ。もう一つは、社会人大学院が学部教育と必ずしも連動していない。もともと私も経済学部にいたのですが、独立大学院として大学院は制度設計いたしまして、現在いる法政大学では完全に学部とは切り離された大規模な社会人大学院になっています。

こういった大学院が最近結構ふえていまして、例えば専門職大学院の一部であるとか、あるいは専門職ではなくても独立型の大学院というのがあります。そういった場では、必ずしも学部でこれだけやったはずだから、その先をやりましょうということではないわけでありまして、俯瞰力を身につける、考える力を身につけるといふところに焦点を当てて教育を行っております。

そうは言っても、研究科というのが大学院の一つの単位で、学部匹敵するものですが、いきなり消費者政策研究科とか消費者学研究科をつくるというのはなかなか難しい。これは教員の数の問題もあります。それから学生の需要動向ということもあります。全国におられる方々に、全国一つ研究科を創るということであればいいかもしれませんが、なかなかそういうことまでは難しいかなと考えておりますので、既存大学院におけるコースとかプログラムというものを工夫していったらどうかと思っております。

実際、私自身がここ数年制度設計に取り組んでいるのですが、プログラム科目を何科目か、専門科目、応用科目を開講して、最新の知識をつけていただくとともに、基礎的な政策にかかわるところについては共通科目として既存の大学院の体系を使うという形の教育体系です。

それから、演習指導ということで、それについては私のところで集中的に、今はもう30人以上いるのでちょっとパンク状態ですが、指導させていただくことにしています。

したがって、大学のほうは、非常に厳しい状況ではありますけれども、工夫次第で社会人大学院等を中心に学びの場を設けていくことは可能ではないかと私は思っております。みずからの体験でもそういったことに取り組んでまいりました。

ただ、可能性はあるとしても、それだけではなかなか高等教育機関における学びの場ということで学びの場がふえるとは思いません。できれば、例えば民間資格制度とうまく連

携をして人材育成をしてどうか。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、いわゆる消費者関係の有資格の方々が全国に、少なく見れば2万人ということかもしれませんが、2万5000人ぐらい試験に受かった方がおられるとすれば、そういった方々を中心にして学びの場を工夫してはどうか。確かに、一部には更新研修というようなものもありますけれども、国の資格である相談員の資格についても必ずしも更新制度はないわけですが、日々、状況が変わっていく中で、皆さんがさらに見識を深めて、適切な問題解決を図っていききたいという要望は非常に強いのではないかと思います。

私は、たまたま消費生活アドバイザー制度にかかわってきたので、ここでは例ということで、消費生活アドバイザーについて若干御提案申し上げます。

消費生活アドバイザーというのは国家資格も兼ねておりますけれども、消費生活アドバイザーとして活躍しておられる方が企業の中にもたくさんいらっしゃるわけです。ただ、非常に残念なのは、例えば定年を迎えられた方がもうこのアドバイザーの資格は要らない、役に立たなかったねと。あるいは、在職中は役に立ったけれども、もう役に立たないとか、資格を持っているのだけれども、部署が変わってしまったのもう要らないというような方が結構いるわけです。

こうした状況を改善するには、やはり消費生活アドバイザーとしてさらに活躍できるような舞台が用意されていることが必要ではないかということでもあります。例えば消費生活アドバイザーにさらにシニアの資格といったものを設けて、そういった資格と大学院を連動させていくとか、あるいはそれにふさわしい資格試験制度を設けることも可能ではないか。あるいは、私も経済学部の教員をしていたときには、大学というのはこういう資格を取ると単位として認めるというような制度も結構ありまして、そういう形で大学のレベルの教育とも連携を図るということもできるのではないか。いずれにしても、せつかくある資格制度ですから、資格制度の問題と大学院での教育の問題をある程度うまく結びつけていってはどうかと思っております。

そういうことを考えたわけですが、そこで4番目です。ただ、いろいろ論点があります。具体的な論点をここに書かせていただきましたが、1つは、今申し上げたような内容は、どちらかというと、首都圏とか大都市圏を中心とした議論をしています。

しかし、私は信州大学の経営分野の大学院をつくったとき、学生は定員10名、教員は9名でありまして、定員10名の大学院に例えば消費者教育をやろうとしても、私は1科目だけ消費者問題という科目を開きましたけれども、1大学でそれを支えていくのは非常に難しいわけです。そのときには環境の人材育成ということも大きな議論になって、全国の大学がネットワークを組みまして、地方の大学がプラットフォームをつくって、例えば私の大学では広島大学と横浜国立大学と茨城大学と4大学で、これは4大学に限らず、最終的には13大学に参加していただきましたが、遠隔教育、単位互換、モデルカリキュラムの開発、あるいは教材開発などをいたしました。

そういった形で、地方では人数は少ないですけれども、学びたいという意欲をお持ちの方に大学側がきちっと学ぶ場を用意する。そのためには、そういうプラットフォームをうまく活用しながら各大学が持っているノウハウや人材をうまく交流させていく。こういうことが可能ではないかなと思っています。

ですから、大都市圏の場合には、できればコースやプログラムをつかってしっかりモデル的な教育を進めていくということかと思いますが、地方においてはそういう形でプラットフォーム型の仕組みを考えてはどうか。

放送大学大学院というのもありますし、これまで既存のものでも全国の方々にサービスを提供するような大学教育はあったわけですが、さらに私どもとしては消費者関係の大学院レベルの教育システムにおいても、そういったネットワークを広げていくということが考えられないかと思っています。

また、私自身は環境関係の問題についてもいろいろお手伝いをしてきたのですが、SDGsということもありますけれども、環境関係の人材育成と消費者関係の人材育成というのが連携、協力できないかということも課題ではないかと思っています。

また、こういう人材育成をする以上は、これは今後の懇談会の検討テーマだそうですが、研究機関とか、場合によっては専門の教育機関ということについても、しっかりそういう方向性を示していただけないかということでございます。

以上、雑駁な話を申し上げましたが、最後に具体的な提案として3つほどここに書かせていただきました。

提案の1番目は、人材育成拠点としてモデル大学院、一定の教育をする大学を少なくとも全国数カ所、協力を得てそういったものをしっかりプレーアップしていったらどうかということでございます。次に、この人材育成拠点においては、消費生活アドバイザーの例をお話ししましたが、民間の制度とうまくタイアップをしていくことができないかということ。

さらに、民間の制度とタイアップするとなりますと、今後継続的に、定年後雇用の問題とか、女性活躍の場を整備するとか、そういう基本的な政府の政策課題ともリンクをさせながらやっていく必要があるのではないかと。これは、国の責任であるとか、企業の自主的取り組みを期待するとか、そういう限られたものではありませんで、関係者が連携を持ちながらそういうことを進めていただけないかということが重要ではないかと思っています。

さらに具体的な御提案もしたいところではありますけれども、きょうは時間も限られておりますし、全体像として、大学側から見て、特に社会人大学側から見て何が課題なのかということをお伝えすることが第一の任務ではないかと思っておりますので、とりあえずの私の説明は以上で終わらせていただきます。

○高橋座長 ありがとうございます。資料だと私案というのが出ておりますけれども、これはよろしいでしょうか。

○樋口教授 今ちょっと申し上げた3点、提案1、2、3ですが、モデル大学院を全国数カ所に設けるといふのと、民間資格制度と交流をする。こういった人材養成の出口問題と申しますか、官民連携の組織をつくって継続的に取り組みを続けていく。そういう3点でございます。

○高橋座長 ずっと御説明いただいたものを整理した上で。

○樋口教授 はい、そういう趣旨です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、若干時間もございまして、各委員の皆様から御質問、御意見等を賜りましたら、せつかくの機会でございますので、樋口先生のほうからまたリプライがいただければと思います。どなたからでも結構ですので、手を挙げていただければと思います。

どうぞ、河野委員。

○河野委員 先生、どうもありがとうございました。

先生のお話を伺っていて、教育の現場でも人材育成、いわゆる消費者政策にかかわる人材を確保することの困難さというのを確認したところです。

それで、私の受けとめですけれども、消費者庁ができるまでは、消費者の権利保護に関して言うと、あらゆる施策は業を所掌する大きな省庁のおまけみたいな形で、消費者対策も考えようねというふうなところにあったと思っています。

現在は、さすがに消費者保護と申しますか、消費者の権利保護というのは主力テーマへと移行してきましたし、消費者志向経営とか、顧客本位経営という表現で、さまざまところで、そういうふうな形でないと持続可能な社会、持続可能な経済発展はないと言われておりますから、この分野は、かつては隅に追いやられていたけれども、実はすごく重要なファクターになっていると思います。

そこで、今先生がおっしゃってくださったような教育とか人材活用の場面では、そこに追いついていないというか、旧態依然としたスキームのまま、消費者施策とか消費者人材活用のところがすごく重要になっているにもかかわらず、仕組みのところは全然ついてきていないと伺っていたのですけれども、そういうふうに理解してもいいのでしょうか。今の時代にフィットしたスキームが見えない、考え方は本流になってきているのにもかかわらず仕組みがついてきていないと思ったことに対して、そうなのか、そうではないのかということをお伺いしたいと思います。

もう一点は、私自身は有用な人材を確保するためということに、この懇談会の目的を置きたいなと思っています。例えば、定年退職をされた方がここの分野にというのも重要だと思うのですけれども、そうではなくて、最初から若くてびちびちした人材をここの分野に確保しなければいけないと強く思っていて、そうすると、大事なものはこの分野に取り組むことへのモチベーションとかインセンティブ、例えば最初に医学部を選べば将来お医者さんとして社会に役立つ、そういった確信のもとにプライドを持って教育の入り口から選択できる。そのほかの分野もそうだと思うのですけれども、学ぶ場と知識と力量を試す場、

つまり教育の場と実装する場が同時並行的に提供されないと、いい人材を確保できないと
思っているのですけれども、そういったところで何かお知恵があれば教えていただきたい
と思いました。

○高橋座長 2つ質問がありました。

○樋口教授 最初に、今、サステナビリティの問題とか、いろいろこの世の中が大きく変
わってきていると。大学とか学問がそれに追いついていないのかどうか、古いスキームの
ままかどうかということですが、決して追いついていないことはなくて、むしろ大学には
そういった研究は多数あります。ただ、それがそれぞれの分野で深められてきているので、
問題は各分野での研究成果をどういうふうに皆様にお伝えしていくのかということかなと
思うのです。

環境なども、環境の学問というのは比較的新しい学問で、環境学部というのは多少でき
ていますがけれども、その中身としてはそれぞれの、例えば法律なら法律、環境の技術なら
技術ということについて深い研究があって、初めてそれが取り上げられる。

問題は、高等教育機関ということですから大学あるいは大学院という仕組みの中で、ど
こから入っていったらそういうすばらしい知識を引き出せるのかということ。個人で
はその引き出しはなかなか開け方がわからないわけです。全てに通じている方はいないわ
けですから。ですから、積極的に大学の社会との接点のあるところで窓口をつくっていく
ということが大事なのかなと思います。

社会人大学院というのはまさにその窓口の機能を持っていて、社会人大学院も一般
の大学院と共通の内容ではありますけれども、さまざまなバックグラウンドの方のさまざ
まな問題意識に答えられるように、先生方が窓口をつくるという意味で一定の意味がある
のかなと思っています。

ですから、古いスキームで、発想も古くて、大学が古色蒼然たることをやっているわけ
では決してない。むしろ、大学の研究の中で新しいことがどんどん発見されています。例
えば、今、消費者被害を減らすということに関しても、行動経済学の中で研究がどんど
ん進んでいまして、それは相談員の皆さんの御経験と一致するところも多いわけですがれ
ども、それが科学的に裏づけられる。科学的に裏づけられれば、特定の方の名人芸とい
うかスキルではなくて、いろいろな方がそういったノウハウを活用できるようになるとい
うことです。

2つ目ですが、これは社会人大学院も含め社会科学全般について言えることですが、若
い人材を育てることは社会全体としては大事なことですけれども、経済学部や経営学部の
学生、私も学部の教員を当初5～6年はやっていたと思いますが、若い人は経験がないの
で社会の問題を理解するのが非常に難しい。経営に携わった経験も、会社に勤めた経験も
そもそもない。消費者問題、消費者トラブルに関して言えば、若い人も確かに最近
はネットのトラブルとかに遭っていますけれども、それはごく限られた経験であると思
います。むしろ今、直ちに手をつけていくべきことという意味では、社会人大学院等の
接点のある

ところでさまざまな経験をお持ちの方が学び直しをしていくというところから手をつけてはどうかと御提案した訳です。もちろん若い方に学んでいただくのはとても大事なことです。が、ちょっと冒頭にも申し上げましたが、消費者教育というものについて、先生方が随分御苦労されて、ようやくそれが小中高あるいは大学の一部に取り上げられるようになったというのが現実の姿なのです。

そういう現実の姿を踏まえると、若い人のために例えば消費者学部をつくって、直ちにそこに入ったらいいという形にはならない。むしろ、学び直しを通じて仲間がふえたら、その次の段階では例えば企業の中で消費者問題を専門に学んだ学生を採用しようではないかと。そういうことが決まって初めて、大学の学部のほうも、これなら卒業生がちゃんと会社に就職できるし、消費者学部卒業だからと言えると。

実は環境で同じ問題を抱えていて、環境のほうも環境の学部や大学院を出た学生が就職は非常に苦戦しています。それをあっせんするためのネットワークも大学関係者でつくったりしたことがあるのですが、やはり社会全体がまだそこまで意識が到達していません。本来、理想的にはもちろん若い方に大いに学んでいただきたいのですが、若い方を排除するつもりはありませんが、こうした状況をご理解いただければと思います。また、実は、社会人大学院というのは若い人も3分の1ぐらい、共に学んでいます。決して、若い学生を排除する仕組みではありません。さまざまな方がさまざまな交流、あるいは年をとった方の経験なんかも語り合いながら学んでいくというところに特色があるので、そこが今、現実的な入り口としては一番入りやすいのではないかなということで、決してお話を否定するつもりはないのですが、そういう感覚を持っているということで御理解いただければと思います。

○河野委員 ありがとうございます。

○高橋座長 せっかくですので、どうぞ。

○長谷川委員 大変貴重なお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。経団連の長谷川と申します。

今、お勤めの大学でプログラムを構築されたということで、多数の応募があって、先生が20人程度の生徒を直接に御指導されているということですが、その生徒の人たちがそのプログラムを取ろうと思った動機がもしわかれば教えていただきたいということと、先ほどから卒業後の進路・出口論の話がありましたが、このプログラムはサーティフィケートを取得するというものなのでしょうか。

○樋口教授 いや、学位。修士の学位です。

○長谷川委員 修士の学位ですね。失礼しました。

では学位を取得された生徒の方が、その後、どのような進路を行かれているのかという質問が大きく一つです。

さらにもう一つ、資料の2ページの提案1で、大学を数カ所指定と書かれているのは、まさにそういうような学位を取得できるプログラムを実施する大学を指定してはどうかと

いう御提案ということによろしいですか。

以上です。

○樋口教授 わかりました。

正直言って、消費者志向経営ということで看板を掲げて、特に相談員の方とかぜひ来てほしいということで、関係者の方の協力を得て広報をしたわけです。そういう中で、個人的に勉強してみたいという動機の方が結構いたので、そこではっきりとそういうタイトルを出したので、特に相談員の方とか意欲のある方が入ってみようかということになったという形です。多くの学生は、社会人なので、特に出口は意識していません。卒業後どういふふうに相談員として例えば会社の中で処遇を受けるかとか、そういったところは今の段階では考えておりません。

したがって、進路というのも、今在籍している職業をそのまま続けるということで、例えば相談の現場におられる方もいますし、アドバイザーの方が結構多いのですけれども、そういうことで関係の職務についている方が中心です。

余談ですけれども、一つお話ししたいのは、実は自分でプログラムをつくって、企業の方々にも話をした経験では、企業の幹部の方は比較的理解があるのです。幾つかの会社に行きまして、ぜひおたくの会社からも学生を派遣してくださいと、大学院のほうも営業の時代ですからそういうふうにやりましたら、わかりましたという答えをもらえました。ただ、各社とも、担当の方になりますと、大企業の場合ですと、例えば派遣制度はあります。自治体も派遣制度はあるのだけれども、おたくの大学院を出たらどういう役に立つのかという点を大変気にされていました。MBAのような実務的なスキルが身につくものなのですかといったような疑問です。あるいは、留学させたほうが人材育成としてはいいのではないかと。こういう話がいろいろ出てきて、それでこんなプログラムでこんなすばらしい先生方がいますというお話もするのですけれども、鶏が先か卵が先かということもしれませんが、まだ実績がないので、必ずしも担当の方に納得していただけなかったという実態もあります。

したがって、今、来ておられる方は組織からの派遣ではなくて、個人的に学ぶべきだという問題意識を持っている方にたくさん来ていただいているという状況です。

今後のことを考えると、できれば企業の中での人材活用であるとか、自治体における専門的な人材の育成であるとか、そういったものと学びの場がリンクをしていくこともある程度必要ではないかと思えます。

信州大学では経営大学院というのを作りまして、そのときは企業の方々には経営に役に立つということで、経営を担う方に入っていただきたいと。定員10名ですけれども、幾つかの会社に賛同していただいて、何人かを派遣していただくということもありました。

大学院側としては、実はどこの大学院も学生が集められるかというのが一番の心配事があります。入った方は、その後ちゃんと職につけるか、その肩書は役に立つのかということがありまして、その辺の壁を突破しないとなかなか先に進めないのだなと実感している

ところではあります。ただ、東京の場合などでは人口が多いですから、関心を持っている方々はかなりいまして、自治体の方なども、派遣制度を利用するのではなく、仕事の後、自主的に学ぼうという方も非常に多くなっています。ですから、東京あたりではそういうことは不可能ではないと思いますが、全国的にこのサービスを提供する場合にはもう少しイメージをはっきりさせて、ここの大学院を出たらこういうふうにご利用していただけるのだというモデルケースをつくれれば一番いいのではないかと思っています。

○高橋座長 時間が予定されているのですが、もう一方ぐらいどなたか御質問をいただくと。

では、吉川先生。

○吉川委員 さきほど言われたように、学び直しは大事だと思います。今はそれしか人を教育する方法というのか、人材を集めたりするのもないということだったと思うのですけれども、できれば消費者教育として、中学生とか、高校生とか、小学生から消費者教育をしっかりと学ぼうになれば、人材育成として大学でもそういう人たちをしっかりと教える場ができてくるのだろうという期待はあるのですけれども、現状は学び直しというのと、そうではない人材育成を考えるとというのと両方考えないといけない時代でしょうか。どういうふうにかえたらいいのかなと思います。

○樋口教授 社会人大学院は、メインは学び直しと申し上げましたけれども、実は学生の構成を見ますと、大学を卒業して直接入ってくる学生と留学生というのが合わせて4割ぐらいで、残りの6割ぐらいがいわゆる実務経験をお持ちの方なのです。それも、いろいろな世代がありまして、20代から勉強している方もいますし、60代、70代、今、私のゼミでは最高齢は78歳ぐらいの方も学んでいます。

実はかなり多様な方々が学んでいまして、そこで学び方がそれぞれ違ってくるのですが、若い方は確かに経験がないので、経験がない中でどういうふうにかえていくのかということ課題にしています。あるいは、留学生の方、中国の留学生が多いのですが、中国でのネットを通じたトラブルの話とか、そういうことで研究をしていきますので、決してシニアのための大学院とか、学び直しだけの大学院というつもりはありません。

ただ、どこにメインを置くかとか、どこに大学という象牙の塔に入り口を開いてもらうのかということ、では経済学部を廃止して消費者学部をつくれと言ったら、これは絶対簡単には実現しないし、たとえ学長がそう言っても、先生方は長年それぞれの専門分野で深く勉強しておられる方ですから、そう簡単な話ではない。役所の行政だったら何々課を潰して何々課をつくるというのは不可能ではないと思いますが、大学というところでは、例えば学部教育というのは、そういう意味でそう簡単に大きな分類は変えにくいところだと思うのです。最も、最近は大分状況も変わってきた面もありますが。

ただ、そういう動きをにらみつつも、まずしっかり実績をつくっていかないといけないなど。そうしませんと、理想としてはおっしゃる点は非常によくわかるのですが、空回りしてしまう可能性があって、提言はしたけれども、実際にそこまでついてきてくれるとこ

ろがないということなので、ぜひ提言の理念とあわせて当面どうすべきなのかという具体的な方策についても一歩踏み込んでいただけると我々も動きやすい。懇談会でこう言ってくれているからといって、教授会や学長のところに持っていきますので、少しは聞く耳を持ってもらえると思うのですが。そうでないと、従来も、そういう努力をしている先生はたくさんいるのですけれども、なかなか大きな力にならないのです。

ですから、懇談会で現実的な入り口も示していただいて、それをもとに大学側にも働きかけをしていくということ、両方からやっていかないと、なかなか大きな扉が開かないのではないかなということを懸念しています。

○高橋座長 いいですか。

○矢吹委員 矢吹です。いいお話をお伺いさせていただきました。

岡山大学大学院社会文化科学研究科に、地域公共政策コースというプログラムがあります。そこでは、行政職員、社会人、地方の議会の議員といった方々が公共政策についてもう一度専門的に学びたいということで、法学、経済学といった学部と連携しながら学び、修士号を取得する仕組みです。

私自身も年齢を重ねてから学びなおさせていただいたので、いろいろな年代の方とか、いろいろな分野の方が一緒になって学ぶということはとてもいい刺激になって、いいなというふうに思います。先生のお話をお伺いしていたら、どちらかという与企业が中心のかなと思ったのですけれども、行政、自治体の方々が学びをされている方もいらっしゃるのかどうか。

私は、法政大学の先生の企業とか、そういった消費者志向経営プログラムの部分と、岡山大学の公共政策と一緒にリンクするといいのかなと想像をしたのですけれども、そういったいろいろなところとのリンクをどういった形でしていくことができるのかというのを教えていただけたらと思います。

○樋口教授 私がプログラムの名前を消費者志向経営というふうにしたので、確かに企業側とのいろいろな議論もしましたし、現在、企業で直接担当しておられる方も学生で来ていただいています。自治体関係の方も趣旨を話しましたところかなり来ていただいています。埼玉大学などでは私のところの学生の相談員の方々が寄附講座をやっていて、片一方で教えていて、片一方ではこちらで学ぶ、こういうパターンもあります。

明治大学などでも、消費者庁の方もおられましたけれども、いろいろな方が問題意識を持って来てくれているので、実際は今のお話の岡山大学の大学院の地域公共政策プログラムの中に、例えばそういう消費者政策に関するプログラムをつくれれば、地域の自治体関係者の方とか、自治体で働いておられる相談員の方が参加しやすいのではないかと思います。問題は、きちっとしたタイトルを掲げて、関係の科目をある程度体系的に供給するという体制をつくれるかどうかなのです。

最近、大学のほうも余りたくさん科目をつくってはいけないとか、どこの大学でもいろいろな制約があるので、先生方も教える限界がありますので、そういう中で現実的にそう

ということがやっていただけるかどうかというところが私個人としては非常に気になってるところです。ただ、決して企業向けだけの大学院ではありませんで、自治体の関係者の方にも入っていただいています。

私は明治大学で消費者政策というのを10年間教えているのですが、そこに集まる学生の方も、これは選択科目の一つにすぎないのですが、自治体の方が相当多くて、実際に今、相談の現場でこういう問題があるというようなことも問題提起してくれたり、議員の方がこれから質問をするのでいろいろ教えてくれとか、明治のほうは公共政策ですのでそういう関係の方が社会人学生で多くおられます。

ですから、タイトルはいろいろあると思いますけれども、それぞれの実情に合わせて、大学としては学生に来てもらわないといけないということもあるので、どういう層に対して働きかけをしていくのか、そこは多様であってもいいと思うのです。とにかく、そういうものを幾つか全国で手がけていかないと、なかなか突破口にならない。

その次のステップとしては、皆さんからもお話がありましたように、例えば若い人材を育てて、将来の日本を背負っていけるような人が消費者の問題について深く学んでやっていくという流れもぜひ必要だと思いますが、それを支えるためにも、まずしっかりした大学側の裾野を広げて流れをつくりたいと思っています。

○高橋座長 特によろしいでしょうか。

では、お時間をちょっと過ぎておりますので、貴重なお時間を頂戴いたしまして、樋口先生、ありがとうございます。大変参考になるお話をたくさんいただきましたので、この後の論点整理等々に生かしていきたいと思えます。本当にありがとうございます。

○樋口教授 大学のほうも頑張るつもりですので、ぜひよろしく願いいたします。

(樋口教授 退室)

○高橋座長 それでは、第1部といいますか、前半が終わりましたものですから、続きまして、前回の懇談会でいろいろ御意見をいただきました論点について、その後、事務方のほうでいろいろと整理をしていただきましたので、その内容について課長より御説明をいただきたいと思えます。

○尾原課長 では、iPadの右上のところをクリックして、資料切りかえがございます。その1番の第2回専門人材懇談会資料、左上の資料をたたいていただきますと、議事次第が1ページ目になるかと思えます。それを指でちょっとずつずらしていただくと、通し番号4ページのところでございます。資料3「消費政策に関する専門人材育成懇談会（第1回）おける主なコメント」という形で、前回御議論いただいたコメントを整理させていただくと3つぐらいになるかなと思えます。

1つ目は、まずデマンドサイドから見て何が足りなくて課題になっているか。また、きょうの樋口先生の御発言の主なテーマだったと思えますけれども、卒業後も含めてどういう出口にするか。また、その対象者はどういう方を専門人材として育てていくかというのが1つ目の論点かと思えます。

次のページ、2つ目でございます。消費者政策の体系的というところが、前回、長谷川委員のほうから、固定的なイメージをとるのはどうかという御示唆をいただきましたので、今回は消費者政策の領域という部分と、基礎となるような基礎理論があるのではないかと、ということで、何人もの先生からコメントをいただいたということを整理させていただいております。

次の6ページ目、研究機能の強化というところで、継続的に消費者政策という分野を充実させていくためにはサステナブルな研究体制、特に消費者庁内においてもシンクタンク機能の重要性について幾つかコメントを頂戴しております。

ここについては、最後の事務連絡でも御紹介させていただければと思いますが、次回も有識者の先生をお呼びして、研究機能の強化については御議論させていただければと思います。

きょうは初めの2つで、1ポツ目の需要側から見てどういう方を対象に専門人材を育てていくのか、また、卒業後の出口についてどう考えるか。それから、消費者政策の領域と基礎理論について、事務方のほうでこういうことかなという形でまとめたのを順次説明させていただければと思います。

7ページ目でございます。「コメントを踏まえた追加資料①」で、1ポツで、需要側から見て誰を専門人材の対象とするのか、そもそも何が足りないのかというところを事務方として整理させていただきました。

一つは、地域の消費者行政に携わる方ということで、一番初めは、前回はどちらかというと地域の消費者行政に携わる方という形で強く出し過ぎた感もあったのですが、消費者行政に携わる方というのは、消費者行政職員に加えまして、地域で活躍されている担い手の方々も含めて消費者行政の領域が広がっている。あるいは、消費者行政自体も、相談・あっせん業務ももちろん大事であるのに加えて、高齢者・障害者の方の見守りネットワーク、脆弱な消費者の見守りをどう構築していくか。あるいは、これだけ国際化の時代になってきますと、消費者行政部局だけではなくて、それぞれの自治体の中における観光部門・産業部門の方々との総合調整の力も要るのかなと思っております。そのあたりも、領域が広がるだけではなくて、高度化しているのではないかとこのところがございます。

そのときに、誰を専門人材の育成対象とするかというところで、地域の消費生活、暮らし部門について携わっていらっしゃる方、行政職員や消費者団体の会員の方、あるいは消費者教育の担い手の方々の中核的な役割を担っていく、あるいはこれから担おうとされている学生さんも含めて対象になってくるのではないかと。

その後の卒業後の進路ですけれども、まず社会人の方であれば、引き続き学んだ知見を生かして、働きながら学んだ方はもとの職場で引き続き働く。学生さんであれば、卒業後の選択先として、例えば地方の公共団体等もあるかと思いますし、関連する分野というのものではないかと思っております。

もう一つは事業者サイドでございます。持続可能な社会、SDGsが本当に時代のキーワー

ドとなっている中で、消費者志向経営の理念を再認識しながら消費者とのコミュニケーションを図っていくということが経営者及び従業員にとっても基本的なリテラシーの一つになっているのではないかという観点から、対象となる方となると、経営者の方、現場の従業員の方が、引き続き消費者志向経営に携わる一員として勤務いただくというのが考えられるのではないかと整理をさせていただきました。これが一つ目でございます。

続きまして二つ目でございます。消費者政策の領域と基礎理論のところにつきまして、8ページ目をごらんください。今回は、領域のイメージと主な基礎理論について、こういう形で整理してはどうかという形で今回お示しをさせていただいております。

領域についての考え方は、消費者基本法に掲げております消費者の権利で、消費者政策というのは消費者の利益の援護及び増進に関する総合的な施策なので、消費者の安全、消費者の自主的かつ合理的な選択、必要な情報の提供、消費者教育を受ける、それから消費者の意見を消費者政策に反映させること、それから消費者被害の救済について、実際の知識というところで現場のさまざまなことがあると思います。

その中で、例えば主な基礎理論というところで、消費者が安全であれば、最近であれば心理的な要因も含めて社会心理学。限定合理性の中で経済体系を組もうとしている行動経済学、あるいはもちろん法体系で言えば消費者法の分野、生命・身体のところであれば安全学ヒューマンエラー、失敗学、あるいはリスクマネジメントのところも入ってくるかと思えます。

こういう形で、それぞれの知識のところで基礎理論があって、そういうことで領域をカバーするのではないかという形で「1.」から「6.」までまとめております。「2.」のところであれば、主な基礎理論ということで、ミクロの経済学、競争政策論というのもありますし、経営学、消費者行動論、マーケティング論、コーポレートガバナンスあたりがあるかと思えます。

それから、必要な情報の提供については、パブリック・リレーションとか情報リテラシー。

消費者教育のところは、消費者教育論というところがあるかと思えます。

「5.」の消費者の意見を消費者政策に反映させるというところであれば、消費者団体のところで、非営利の組織をどう運営するかというところも重要な課題になってくるかと思えますので、非営利組織論のところを主な基礎理論として挙げております。

また、消費者被害の救済のところは、法律に加えまして、ここは座長に事前に御説明に上がったときに交渉学という学問があるとご示唆いただきました。私も入門書を読んで聞きかじりのところがあるのですけれども、交渉学というと、落としどころを見つける学問というわけではなくて、二分法でAかBかという形にならないように、どういう形で事前に準備をして、最終的には両者が一番中長期的に発展する形に合意をするために、どのようなアジェンダを設定するかなど被害の救済や裁判外紛争手続の中で、現場で当たられる方には大変重要になってくるのかなということで書かせていただいております。

続きまして、9ページ目のところでございます。ここは、前回、消費者行政職員の現状配置のところで、もう少し詳しく資料をとということでいただいておりますので、簡単ではございますが、御紹介させていただきます。

消費者行政の現況調査で、タブレットを広げていただくと数字が見やすくなるかと思えますけれども、平成30年の消費者行政部局の、相談員さんのほうではなくて、消費者行政担当職員のほうでございまして、全体で46人の減であったというところで、この数年の動きを見てみると、残念ながら横ばいになっているところがございます。

また、消費者行政を専ら担当とする部署というところで、全体として、下の図のところですが、専管部署がないというところで75%というのがよく御紹介されるのですが、この見方というのはなかなか難しいところもあるかなと思っております。例えば、組織改正の中で、例えば危機管理の中に入れる、あるいは兼務の中でより合理的に自治体が組織改正するという形で専管部局をなくしているところもあるかと思ひ、この評価はなかなか難しいと思っております。データから御紹介させていただくと75.6%になっているところがございます。

もう一つ、10ページでございまして。市町村等における消費者行政担当の事務職員の兼務の状況でございます。ここが、経年的に見て、兼務をされている方にとって消費者行政の事務ウエートという一番下のところを見ていただくと、10%ぐらいの注力ですというところが残念ながらここ10年ほどで4割台をずっとキープしています。我々としては、消費者行政はもう分野も広がっておりますし、重要性も増しているのです、そのあたりは地方公共団体さんのところでどういうところに課題があるかというのをしっかりと聞きながら、我々としても働きかけをしていくのが大事かなと思っております。

きょうのこの後の進め方でございまして、資料3の4ページ目と5ページ目あたりを踏まえて、我々事務方として御用意させていただいたのが7ページ目と、8ページ目の領域と基礎理論という形でまとめております。特に領域と基礎理論のところは、正直なところ、こんなイメージでしょうかと、消費者政策というところがある意味で皆さんのコンセンサスが得られていない中でこういうことが考えられるのではないかとという形で整理をさせていただいております。これが確定ですよというよりは、むしろ有識者の先生方から、こういうものが必要なのではないかと、こういう切り口が必要なのではないかと、領域の整理の仕方も含めてぜひお知恵をいただければと思っております。

事務方からの説明は以上でございまして。

○高橋座長 ありがとうございます。

今、非常に多様な資料と、前回のまとめなので、ちょっと議論が拡散し過ぎるといけないので、お手元の資料で例えば7ページ目の追加資料①と、追加資料②、これがわかりやすいので、もちろんそのほかに今御説明いただいた資料の内容を踏まえて御議論いただいてもいいと思うのですが、まず、例えば7ページで申し上げますと、需要サイドから見て何が足りなくて、何を専門人材の育成対象とするのかということなのです。何が足りな

いのかというのは、そこに高齢者とか訪日外国人という例が出ていますので、要は消費者政策のターゲットというか対象ですね。消費者被害に遭う人というのは社会的に見て脆弱な人たちでしょうから、一義的にはそういう人たちの被害を未然に防ぐとか、救済するか、そこがまず最初になるので、そういう意味では誰のための消費者政策なのかという点が一つだと思います。

もう一つは、そのページで言いますと、これは樋口先生のお話とすごくバッティングするというか、踏まえての話ですけれども、誰を専門人材の育成対象にするのかということで、先ほど社会人とか、高齢者とか、どちらかというフレッシュな大学生よりも社会経験のある程度あるような人たちが学ぶ。ビジネススクールなんかもそうですね。学部を出た人がすぐMBAに行くというのは、基本的には前提となっていないので、樋口先生のイメージは多分それに近いイメージをお持ちだったと思うのですけれども、例えばアドバイザー試験なんかでは学部学生がチャレンジして合格する人たちもいるので、あとは樋口先生のお話だと学部教育の中で消費者政策学を明治大学でずっと担当されていたとか、そういう話もあるので、誰が学ぶのか。

ですから、資料3-1、7ページでいうと、もう一度言いますと、誰のために消費者政策学を役に立てるのかという話と、あと、それを誰が学ぶべきなのかというのがまずあるのではないかと。

8ページに行くと、これはわかりやすいのですけれども、消費者政策学というのがあるとしたら、その領域と体系ですね。これは事務方のほうですごくうまくまとめていただいたと思うのは、消費者の権利との対応で整理していただきましたので、そもそもこの6つの権利体系との関係で、この枠組みで本当にいいのだろうかとか、個別の中身としてこれで必要十分なのかとか、こういう議論はいろいろ出てくる可能性はあるのかなと思います。

ですので、最初に、7ページのほうで言いますと、高齢者とか訪日外国人とか、いろいろな案が出ましたけれども、こういう脆弱な人たちを救済するための基礎的な知識を持った人材がこういう人たちを救済するためというので、ほかにこういう人も救う必要があるのではないかと、こういう人たちのためがあるのではないかとという話と、そもそもそれを学ぶ人は誰なのか、まずこのあたりから御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

色川先生は今回からですけれども。

○色川委員 前回の議論がわかっていなくて申しわけないです。

今の話ですと、専門的な人材をどう考えるかが難しいなと思います。大学で具体的に考えると、例えば公務員になるような人が多い学部があったとすると、その中に行政の勉強をするところも科目としてはあると思うのです。その中で、消費者政策とか消費者行政を勉強する科目が立ったといえれば、専門人材の養成と言って良いのかという問題はあるかなと思います。

法学部とか、政治学科とかで一科目だけ立てていて、それで専門人材を育成していますと言っているのかという感じがしていて、要は本当に消費者マインドを含めた、消費者庁や国民生活センターで働くような人たち、あるいは地方自治体の消費生活センターで働く人たちを専門的な人材として考える場合に、その専門性は一体何で、どこまで学ぶことが求められているのかということがあるように思います。つまり大学で専門人材を育成するといってもいろいろなレベルがあるかなと個人的には思っています。

私のいた専攻は完全に1年から4年まで消費に関して刷り込むような専攻です。ですから、さっき出てきたアドバイザーとか専門相談員の資格を取るのがこれまでも十数名おられます。ダブルで取った者も2人いたと思いますけれども、実際、消費者庁とか国民生活センターに人材を送らせていただきました。だからといって、うまくいっているわけではないですけど、そうやって刷り込んでやっとそういう専門的な人材をつくっていたので、どこまでやる必要があるのかというのがちょっとわからないところです。

○高橋座長 それは学部、学科、あるいはコース。

○色川委員 専攻です。

○高橋座長 どういうお名前がついたものですか。

○色川委員 消費生活科学専攻です。教育学部の中にそういう専攻がゼロ免であった。偶然できたのです。別に私が望んだわけではなくて、たまたまできたものに私がかかわり、やらなければいけなくなったということです。

○高橋座長 その専攻に主としてかかわっている教員の数はどのくらいいらっしゃるのですか。

○色川委員 多いときで4人、少ないときは3人だったのですが、募集人員でいうと15名が最初だったのですが、途中、改組があつて10名になりました。今は10名のままなくなるという形になります。

○高橋座長 樋口先生のお話だと、消費者政策というのは、樋口先生ですら経済学をバックグラウンドにされているので、学者というのは何か自分の専門があるのだけれども、教育プログラムになると学際的になりますよね。そういう意味だと、今の4人とか3人の先生方は、それぞれ専門というのが消費者問題とは別にあるような先生ですか。

○色川委員 私が多分一番近かったです。私ももともと経済だったのですが、よくわからないまま専攻をつくれと言われて、結局、専攻に合わせた自分の研究に変わり、専攻を維持するために消費者庁に関わるような研究になっていったみたいなどころがあつて、専攻がなくなるからそろそろいいかなと思っただけなんですけれども、それはおいておいて、そういう感じでどっぷりつかりました。

○高橋座長 ほかの先生はどういう。

○色川委員 定年とかいろいろあつたのですが、住居の先生や調理科学の先生とか、食品関係ですね。

○高橋座長 自分の専門はあるけれども、そのプログラムで教えるとなると、消費者との

接点でいろいろな授業をされる。

○色川委員 そうですね。そういう認識で彼らも授業科目を立てて、普通の教員養成の学部の授業とはちょっと違う意識で授業を立てていただいていたと思います。

○高橋座長 そうしないと難しいですね。

色川先生のヒアリングみたいになっていますけれども、とても参考になります。

そういう意味では、学部、18歳程度の年齢の方々が入ってきて、卒業していくというのが基本ですね。

○色川委員 そうですね。社会人はいないので。ただ、本当に難しいのは、うちの専攻に
来る学生は、もともと別に消費者問題に関心を持ってくるわけではなくて、あくまでもセンター試験の成績で来るということです。ですから、最初は全く関心がないです。

なぜそれが起こるかという、残念ながら、高校までに消費者教育なり、消費者問題の勉強を受けた記憶がないのです。

ですから、全く彼らも消費をやりたいという意識がないのです。その中で、消費者問題に関心を持たせるためのいろいろな装置を用意しました。インターンシップもそうですし、消費生活センターに行かせるのもそうですし、あるいはさっき言った資格試験の勉強をさせたり、それにつなげてサークルをつくったり、そういうもろもろの活動をしていってだんだん変わっていく学生が出てくる。全員ではないですけども、意識が変わっていくみたいなどころがあって、4年間の刷り込みで変わっていくという感じです。

○高橋座長 さっき出口論がありましたけれども、就職先というのですか、専門相談員とか行政みたいなどころで消費者問題にかかわるような人ばかりなのか、そうではなくて、そういう人材をぜひ企業が欲しいですとって企業が採用されるとか、その辺は。

○色川委員 うちの20年ぐらい専攻があったのですけれども、ずっと景気が悪かったので。最近の5年の就職はいいのですけれども、うちの専攻は、特に女性が多いのです。残念ながらまだに女性は厳しいところがあって、公務員関係がどうしても多くなりますね。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 消費者マインドが全くなくても育っていくというお話を聞いたのですけれども、私も文科省主催の高校とか中学の教育フェスタを最近見ている、その先生方の発表で感動したのは、消費者教育という講座ではなくて、日常生活全てに消費者問題が落ちているということに気づいて、消費者教育という新たな学科にするのではなく、教えることはいっぱいある。だから、そういう目を持って教育することが消費者教育だということに気づいたと言われる先生が、先日の姫路市、柏市でのフェスタで発表されていたことです。

樋口先生も先ほど散らばっていると。だから、それをどう集約してくるかということだろうと。新たな学部をつくるのは難しいということであれば、どうそれを集約していったらいいか、それぞれマインドを構築できるようにするかが人材育成の肝かなと樋口先生の話も聞いて思いました。

○高橋座長 これは消費者問題と言っていない問題が実は散らばっていて、よくよく考えてみたら、これは消費者問題ですよというような。

○吉川委員 中学の先生も、高校の先生も、モデル校で消費者教育をしなければいけないのはうっとうしいなと最初は思ったけれども、やっているうちに、消費者教育につながる消費者問題が日常生活に全て転がっている。それを教材として使っていくことが消費者教育だというふうに言われました。樋口先生も同じことを多分言われている。全てのものがそういうふうに見られる、あるいは消費者マインドを持っていくようにすることが大事か。それが難しい。

○高橋座長 私も高校の校長を4年ぐらい兼任していたことがあるのですがけれども、例えば消費者問題が重要だからカリキュラムの中とかホームルームでしゃべってくださいというふうにお願いするのは、ほかにもいろいろあるのでハードルが高いですけれども、例えば埼玉県で補助金を出すので、スマートフォンのリテラシーについて講師を派遣する、そういう予算つきで出しますよと言うと、どこの中高でもそうだと思いますけれども、場合によっては小学校もそうかもしれないけれども、どこでもスマートフォンのトラブルというのは先生方の悩みの種になっていると思うのです。

使い方についていろいろな問題が発生しているけれども、実は親もそれについての指導ができないぐらい技術のほうが進んでいるというのがあって、そういうものを無償で講師を派遣してくれますよと県がそういう話をすると、ぜひ来てくださいとなって、それをやってみたら非常にいいので、今度は保護者向けにも一回やってくださいと、自分の学校のお金を使ってやってもらうとか。

でも、これは消費者問題というふうに先生たちは思っていないくて、スマホ問題なのだけれども、スマホというのは商品で、それをどうやって使うかという意味では消費者行動なので、そういうものはいっぱいある。

あとは、例えば大学生の中には成年と未成年がいまして、未成年のアルコール問題というもどの大学でもすごく問題になると思うのですけれども、これも消費者行動ですよ。これを消費者問題とあえて言いませんけれども、吉川委員がおっしゃるのは、そういうふうに見出すといっぱいあって、そういうことに対して的確な啓蒙ができるような人材が必要であるというお話だと承ったのです。

ほかはどうでしょうか。

○矢吹委員 皆さんのお話をお伺いする中で、先程の樋口先生のお話をお伺いして、また、この資料のようにまとめていただいたときに、やはりここは消費者政策をできる人材を育成することが必要なのかなと思っております。

私は消費者教育コーディネーターという仕事をさせていただいているのですがけれども、本当にいろいろな分野の消費者教育があるわけで、それも発達段階で幼稚園から高齢者までです。学校での消費者教育についてであれば、それぞれの先生方に教材や情報を御提供したり、いろいろご要望をお伺いする中でコーディネートしていくことです。地域だと、

高齢者であったり、障害をお持ちの方の消費者教育であったり、消費者被害防止策をコーディネートしていく。そういった形で、全般的に発達段階と全体的な内容など分野をしっかりと把握して、それぞれを企画・調整する、そして連携・協働させていくことができる、そういった能力が求められているのかなと思いました。

○高橋座長 自分でスマホのことは教えられなくても、こういう問題はこの人がいるというのを交通整理できる。

○矢吹委員 こういう人がいますと、人と人、あるいは情報であったり、資源、そういったものをうまくコーディネートしていく。全てができる人はまずいないのだから、当事者が求めている重要な分野をきちっと押さえながら、つまり基本的なものを押さえてコーディネートする力というものが必要になってくるのかなと思います。

○高橋座長 そういう人材が使う情報ネットワークとか情報バンクとか、そういうところにアクセスして情報が得られるとか、そういうものも必要なんでしょうね。

○矢吹委員 そうですね。

○高橋座長 あとは、ほかの方はどうですか。

○河野委員 いろいろ考えていたのですけれども、ここで言う専門人材って何だろうとされていて、これは消費者教育のターゲットだけではないのではないかなと思います。教育だけにこれを求めるのは違うのではないかとされていて、そこのところを私たちの中で整理しないといけないと強く感じたのと、私はこの分野に有用な人材で幹となる部分をどうやってつくるかということだと思っております。全ての国民が消費者ですから、対象者は全部だと考えますけれども、今の消費者行政の全体像を考えたときに、幹の部分が見えてこない。消費者庁はできましたし、消費者委員会等の機能や国民生活センターの機能等も国民から徐々に見えるようになってきましたけれども、やはり地域にランチがなくて、ネットワークって簡単に言いますが、私のイメージしているネットワークはクモの巣のように張りめぐらされた、落ちないようなネットワークというのが必要だと思っています、その核になるところにいる人たちがここで言う専門人材なのだろうかなと思います。

その専門人材はどのような能力を備えるかということ、今、矢吹委員が言ってくださったようなコーディネートする力、自分が全てを引き受けるのではなくて、消費者問題は全て包含していますから、ここに書いてくださった外国人の方、障害者の方、高齢者の方とかに偏らず、いろいろなところをうまくコーディネートするとか、マッチングする力が求められます。それは人であるのか、スキームであるのかというのは私自身もまだわからないのですけれども、そういうものをここでアウトプットとして見せていくというのが大事かなと。足りないものはつくっていくみたいな形が必要かなと思いました。

○高橋座長 時間もあれですけれども、長谷川委員、経済団体のほうからどうですか。そういう意味でも有用なフレームでないという意味がないと思うのですけれども。

○長谷川委員 そうなのですけれども…。

ちょっと整理されていないかもしれないのですけれども、こういった消費者問題の専門

人材の育成プログラムを考えると、消費者政策学部とかは無理ではないかという話もありましたけれども、まあ学部として考えるケースと、法政大学でやられているような学位というレベルで考えるケース、あと、私はさきほどサーティフィケートと言ってみたのですけれどもプログラムの修了証書というレベルで考えるケースと、いろいろな考え方があり得ると思っています。これがひとつ。

もう一つ、ちょっと当会の会員企業に聞いてみないとわからないですけれども、例えばいきなりお客様相談室に配属になりましたというときに、別に新たに就職活動をするわけではないので、学位は要らないのだけれども、ともかく消費者問題にかかわる物事は一応ひと通り知っておきたいと思うときに受けた研修のような位置づけのものはあり得るのではないかと思います。今だと消費生活アドバイザーの資格やそのための講習を受けるのかもしれないので、そういったものとの競合関係を整理して考えないといけないのですが…。そうした新たに就職活動を始めるわけではないけど、業務上必要な知識を得たいという人たちをターゲットにすることは考えられるのではないかと思います。行政でもいきなり消費者問題担当部局に配属になって、全体をとにかく知りたい、基本的なところを知りたいという人たちが、フルタイムで勉強するというのではなくて、業務上必要な知識を身につけることができるプログラムを構想するところから始めることも一案ではないかと思います。さきほど、樋口先生から「当面の取組みについても知恵を出していただけたらありがたい」とおっしゃっていましたが、まず手始めにさきほど申し上げたようなプログラムから始め、将来的に「そういったものが社会から見てとても有用ですね」、「すごく役に立った」ということであれば、どんどん広げていけばいいという気がします。まず当面のこととして、そういったプログラムを構想することを視野に考えていくのも一つの手ではないかなと思います。

例えば、私が働いている職場だと、いきなり労働法制のような専門的な部署に配属になるようなことは当然あって、東大か何かの社会人向けの講座を受けに行くということがあります。

○高橋座長 それは何日ぐらいですか。

○長谷川委員 行ったことがないのでわかりませんが、そういういきなりこれまでやったことがない部署の配属になった人用のプログラムのニーズは結構あるのかなと思わなくもないので、そういうところから構想して、将来的にさらに大きな何かを検討することも一案なのかなと思います。

その際、先ほど吉川委員も樋口先生もおっしゃいましたが、ワンストップというのが重要で、そこに行けば大体ひと通りわかりますみたいなものが重要なのと、あとは同じことかもしれませんが、俯瞰的なというのもキーワードなのかなと思いました。

それと、資料の8ページの基礎理論のところですが、3つぐらいありまして、一つは安全のところ、技術というのは基本的に必要だろうと思っています。どの分野の技術を学んでもらうかという論点はあるとは思いますが、リスクマネジメントに入るのかもしれない

せんけれども、技術もわからないのに安全のことは語れないだろうと思います。安全を考えるためには、技術の知識が必要だろう。それが一つです。

2つ目は、コーポレートガバナンスというのが2のところに入っているのですけれども、この意味合いを教えていただきたい。これは質問です。

3つ目は、もし仮にターゲットが、先ほど高橋座長もおっしゃいました、7ページの左上の枠にある高齢者とか訪日・在日外国人ということだとすれば、語学であるとか、諸外国の文化であるとか、あるいは医療・看護の知識とか、そういったものも当然必要になってくるだろうと思います。こっちの必要な基礎理論のところは、育成する人材に関し、どういう需要を念頭に置くかで随分変わるのかなという感想を持ちました。

もう一つお願いですけれども、さきほど時間がなかったのでお伺いできなかったのですが、法政大学ではどんなプログラムで教えておられるのか。大まかなご説明は資料として配られているのですけれども、もしわかれば教えていただければと思います。

○高橋座長 学則とかシラバスをいただければ、それで大丈夫だと思います。

○尾原課長 はい。パンフレットとかも。

○長谷川委員 どうしてこのようなこんなことをお願いしたかと言いますと、今提案されている基礎理論は政策の観点から挙げられている内容のように見えまして、消費者志向経営という観点が若干抜けているかなという気がします。樋口先生の法政大学は消費者志向経営というお名前のプログラムだということなので、どういうことを教えておられるのかわかれば、経営側の視点に立った基礎理論も考えられるのではないかと思った次第です。

以上です。

○高橋座長 では、次回以降、どこか勉強の場で御提供いただければ。

○尾原課長 また御紹介をさせていただきます。

長谷川委員がおっしゃったコーポレートガバナンスはどういう意味合いでというのは、表の左側にある社会的責任投資とかCSRのところ、コーポレートガバナンスコードも最近では大企業さんにはある意味で常識になってきているので、そういう意味です。コーポレートガバナンスの話題は時代によってちょっと違っており、90年代は金融機関のガバナンスのあり方が議論されていたと思います。私が書いたイメージはそここのところでございます。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございました。

○高橋座長 あと、何かつけ加えることは。

○色川委員 1点だけ。中核的な役割の人材問題で、大学の学部から見ると出口の問題はすごく大事で、やはり正規職員で食えないと行かせられないのです。そうすると、この場合の中核的な役割の人材というのは専任で勤めている行政職員がまずメインかなというのは正直あります。今の状態だと、なかなか消費者団体さんでは食べられないではないですか。学生に行かせられないです。そういうのはあります。

以上です。

○高橋座長　そういう意味だと、さっきの樋口先生の社会人というか、会社に勤めていて、食べていけている人が勉強に来るといのはある意味楽なのですけども、学部からとなると、そこは大きな。

○色川委員　ゼロからなので。

○矢吹委員　ですので、学士のレベルで考えるのか、修士のレベルで考えるのか、ドクターのレベルで考えるのか、どのレベルで考える専門なのかというのは、やはりそれを出て、そういうのを取得していった何かのラベリングができればいいのかなと思います。

○高橋座長　ありがとうございました。

あとはよろしいでしょうか。

ほぼ予定の時間に珍しくぴったり終わりました。ありがとうございました。

最後に、事務局のほうから御連絡をよろしく願いいたします。

○尾原課長　次回の懇談会は年明け1月28日を予定しております。議題につきましては、当初は4回の予定でしたが、5回にふやさせていただいておりますので、今回はもう一回有識者ヒアリングを実施いたしまして、研究機能の強化についてを中心に御議論いただければと思っております。

きょうは幾つか残ったものもありますので、時間に合わせてまた御説明の場、もしくは御紹介をさせていただければと思っております。

事務局からの御連絡は以上でございます。

○高橋座長　今おっしゃったような研究機能ですか、どういう方がいらっしゃるか、私はまだ聞いていないし、多分まだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、ぜひそういう論点でしたらこういう話をしてもらいたいとか、そういうことがございましたら事務局のほうに御連絡いただければ、それを講師の方にお伝えいただいた上で、それも含めてお話しいただく。そうすると、非常にありがたいかなと思いますので、よろしく願います。

それでは、時間になりましたので、きょうはこれで閉会とさせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。